



栃木県公報

令和2（2020）年
3月10日（火）
号 外
第12号

目 次

人事委員会

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正…………… 1

人事委員会

栃木県人事委員会規則第一号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 条例第四条第一項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>一 家畜伝染病の病原体を有する家畜又は当該病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業</p> <p>二 家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜以外の動物であつて人事委員会が定めるものの死体の運搬若しくは埋却又は当該動物を捕獲した場所等の消毒の作業</p> <p>3 略</p>	<p>(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。